



## 公用車の車検切れ使用について

秩父市大滝総合支所地域振興課が管理する公用車両（軽自動車貨物ダンプ）1台について、車検切れの状態で使用していたことが令和7年8月4日に判明しました。

### 【事実が判明した経緯】

令和7年8月4日に車検証を確認したことにより、当該車両が令和7年6月12日に車検期間が満了していたことが判明しました。

### 【事実の概要】

- 1 車検の有効期間満了日 令和7年6月12日
- 2 違法状態の期間 令和7年6月13日以降53日間
- 3 運転回数 のべ16回
- 4 運転実人数名 4名
- 5 走行距離632キロメートル

### 【事実判明後の対応】

事実判明後、直ちに当該車両の使用を中止するとともに、市が所有するすべての車両の車検期間状況を調査し、車検切れがないことを確認しました。

### 【再発防止策】

- 1 秩父市車両管理規程に基づき、車両の適正な管理・運行の推進を徹底いたします。
- 2 車両管理につきましては、車両の統括管理である財務部と連携し、毎月、車検証の有効期限の確認を複数人で行い、車検漏れを防止してまいります。

大滝総合支所地域振興課

担当者：山中

☎0494-55-0861

FAX：0494-55-0172